3　エネルギー消費効率の測定方法

1のエネルギー消費効率は、ヒートポンプを運転しているときに、循環する湯水に与える単位時間当たりの熱量と消費する電力量との比を用いることとする。ふろ保温機能を有するものについては、「年間給湯保温効率」、ふろ保温機能を有しないものについては、「年間給湯効率」を用い、ＪＩＳ　C9220（2011）に規定する方法により測定した数値を用いて、年間給湯保温効率については①、年間給湯効率については②の算定式により算出するものとする。

①　ふろ保温機能を有するもの

$C_{MA1}=Q_{MA1}/(P_{MA1}\times 3.6)$

この式において、C_{MA1}、Q_{MA1}及びP_{MA1}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

C_{MA1}：給湯保温モードで給湯保温した場合の年間給湯保温効率

Q_{MA1}：給湯保温モード熱量（単位　メガジュール）

P_{MA1}：給湯保温モード消費電力量（単位　キロワット時）

②　ふろ保温機能を有しないもの

$C_{MA2}=Q_{MA2}/(P_{MA2}\times 3.6)$

この式において、C_{MA2}、Q_{MA2}及びP_{MA2}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

C_{MA2}：給湯モードで給湯した場合の年間給湯効率

Q_{MA2}：給湯モード熱量（単位　メガジュール）

P_{MA2}：給湯モード消費電力量（単位　キロワット時）

附　則

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。ただし、２の規定は、平成二十六年三月一日から施行する。

○経済産業省・国土交通省告示第一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、平成十九年経済産業省・国土交通省告示第四号（乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）の全部を次のように改正したので、告示する。

平成二十五年三月一日

経済産業大臣　茂木　敏充

国土交通大臣　太田　昭宏

乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

1　判断の基準

1－1　判断の基準

⑴　エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第１号に規定する乗用自動車（以下「乗用自動車」という。）であって、揮発油を燃料とする乗車定員10人以下のもの（以下「ガソリン乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成22年４月１日に始まり平成23年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成26年４月１日に始まり平成27年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するガソリン乗用自動車のエネルギー消費効率（自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和54年通商産業省・運輸省令第３号。以下「省令」という。）第１条の表第１号に規定する数値（自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成18年国土交通省告示第350号）第１条第１号に掲げる方法により算定したもの（以下「10・15モード燃費値」という。）をいう。ただし、10・15モード燃費値を算定していない乗用自動車にあっては、同条第２号に掲げる方法により算定したもの（以下「ＪＣ08モード燃費値」という。）を別添の換算式により変換したものをいう。）をいう。以下⑵において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑴において「ガソリン乗用自動車平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区　分	基準エネルギー消費効率
1　車両重量が703キログラム未満のガソリン乗用自動車	21.2
2　車両重量が703キログラム以上828キログラム未満のガソリン乗用自動車	18.8
3　車両重量が828キログラム以上1,016キログラム未満のガソリン乗用自動車	17.9
4　車両重量が1,016キログラム以上1,266キログラム未満のガソリン乗用自動車	16.0
5　車両重量が1,266キログラム以上1,516キログラム未満のガソリン乗用自動車	13.0
6　車両重量が1,516キログラム以上1,766キログラム未満のガソリン乗用自動車	10.5
7　車両重量が1,766キログラム以上2,016キログラム未満のガソリン乗用自動車	8.9
8　車両重量が2,016キログラム以上2,266キログラム未満のガソリン乗用自動車	7.8
9　車両重量が2,266キログラム以上のガソリン乗用自動車	6.4

備考　「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第１条第６号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

⑵　乗用自動車であって、軽油を燃料とする乗車定員10人以下のもの（以下「ディーゼル乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成17年４月１日に始まり平成18年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成26年４月１日に始まり平成27年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するディーゼル乗用自動車のエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区　分	基準エネルギー消費効率
1　車両重量が1,016キログラム未満のディーゼル乗用自動車	18.9
2　車両重量が1,016キログラム以上1,266キログラム未満のディーゼル乗用自動車	16.2
3　車両重量が1,266キログラム以上1,516キログラム未満のディーゼル乗用自動車	13.2
4　車両重量が1,516キログラム以上1,766キログラム未満のディーゼル乗用自動車	11.9
5　車両重量が1,766キログラム以上2,016キログラム未満のディーゼル乗用自動車	10.8
6　車両重量が2,016キログラム以上2,266キログラム未満のディーゼル乗用自動車	9.8
7　車両重量が2,266キログラム以上のディーゼル乗用自動車	8.7